

会場／開催日時		
東京会場	2020年6月5日(金) 10:00~16:30	鉄鋼カンファレンスルーム 千代田区丸の内1-8-2鉄鋼ビルディング南館4階
広島会場	2020年7月9日(木) 10:00~16:30	TKPガーデンシティPREMIUM広島駅前 広島市南区大須賀町13-9
名古屋会場	2020年10月16日(金) 10:00~16:30	I・M・Yビル 名古屋市東区葵3-7-14 (メルパルク北)

受講料	東京会場 名古屋会場	37,400円 [会員 34,100円] (テキスト、昼食代、消費税を含む) ※受付9:30~
	広島会場	34,100円 [会員 29,700円] (テキスト、昼食代、消費税を含む) ※受付9:30~

申込方法 ホームページからお申込みください

(FAXの場合は下記の申込書をご利用ください)

このセミナーは会員特典「セミナー無料クーポン(Webクーポン)」の対象です

※クーポンのご利用は「税研ウェブサービス」から(右記QRコードからサイトへのアクセスが可能です)。

※キャンセルの場合は、開催日の前営業日15時までにご連絡ください(受講料ご返金の際の振込手数料はお客様負担となります)。
代理の方のご出席もお受けいたします。当日欠席された場合は、返金は致しかねますのでご了承ください。

当日、講義にてお聞きしたい内容等がございましたらご記入ください。
※可能な限り対応いたしますが、対応できない場合もございますので予めご了承ください。

「税理士のための実践講座（非上場株式の評価編）」セミナー FAX 申込書

ご参加を希望される会場を選択ください。

<input type="checkbox"/> 東京会場 122936 FAX.0120-67-2209	<input type="checkbox"/> 広島会場 123022 FAX.082-243-3725	<input type="checkbox"/> 名古屋会場 123052 FAX.052-261-0383
--	--	---

お客様コード												
郵便番号	〒				所在地							
フリガナ												
会社名												
参加者	部課名						TEL					
	氏名	フリガナ						FAX				
	e-mail											
支払い方法 (お選びください)	<input type="checkbox"/> 銀行振込(手数料はお客様負担)		申込担当者 部署・氏名									
<input type="checkbox"/> 郵便振替												

受講票は原則として受講者へメールで送信しますが、お申込み担当者への送信をご希望の場合は、ご担当者のメールアドレスをご記入ください

個人情報の取扱いについて：ご記入いただいた個人情報は、当社商品の案内やセミナー開催に関する情報の提供、当社がおすすめするサービスのご案内に使用させていただくほか、セミナーの講師に提供する場合もございます。また、登録情報は厳重に管理し、第三者に開示することはありません。個人情報の取扱いに関する詳細は、web(https://www.zeiken.co.jp/privacy/)でご確認ください。

丸の内税研アカデミー (税務研究会) 行 FAX 0120-67-2209

事業承継・相続対策・M&Aで活用できる

税務研究会セミナーご案内

事業承継 M&A 情報 プラットフォーム

ZEIKEN LINKS

東京開催 6月5日 金
広島開催 7月9日 木
名古屋開催 10月16日 金

税理士のための実践講座 「非上場株式の評価編」

(基本的な自社株対策含む)

～税理士が“悩んだ実例”をもとにポイントを絞って解説!!～

- ★「事業承継・相続対策・M&Aの実務」に焦点をあてて解説します。
- ★中級者から上級者までの幅広いニーズに応えるテーマを厳選し解説いたします(基本的な記載方法や課税関係については極力省略します)。
- ★実務の参考となるよう「判決・判例」についても解説いたします。
- ★自社株移動に伴うみなし贈与の考え方(概論、基本編)、自社株対策の各種スキーム(概論、基本編)にも触れます。

講座内容(検討事例)の一部をご紹介します

- 検討事例① 現状、現オーナーが51%、第三者役員が49%の株式を保有している。第三者へ株式を2%移転して後継者へ経営権移譲をしようとしている。適正株価は？
 - 検討事例② 金庫株の際、従業員が退職する等の合理的な理由があり、その後短期間に他の従業員が取得している場合、適正株価は？
 - 検討事例③ 上記2で仮に仕方なく役員が一時保有している場合の適正株価は？
 - 検討事例④ 買取請求により裁判所から価格決定がなされ、自己株式をやむを得なく取得した場合の適正株価は？
 - 検討事例⑤ 中心的同族株主以外の株主で少数株主でない親戚(親族傍系、配当還元方式適用可能)、から金庫株する場合の適正株価は？
- ※その他の講義内容(検討事例)はパンフレット中面をご覧ください。

講師紹介 税理士 伊藤 俊一 氏

都内コンサルティング会社にて某メガバンク本店案件に係る、事業再生、事業承継、資本政策、相続税等のあらゆる税分野を経験。特に、事業承継・少数株主からの株式集約(中小企業の資本政策)・相続税・地主様の土地有効活用コンサルティングは勤務時代から通算すると数百件のスキーム立案実行を経験。税理士・公認会計士・弁護士・司法書士等から多数の相談業務を受けており、豊富な経験と実績を有する。

申込先  **丸の内税研アカデミー** 東京都千代田区丸の内1-8-2 鉄鋼ビルディング
MARUNOUCHI ZEIKEN ACADEMY TEL.03-6777-3450

お申込み検索 

事業承継・相続対策・
M&Aで活用できる

税理士のための
実践講座

「非上場株式の評価編」

～税理士が“悩んだ実例”をもとにポイントを絞って解説!!～

(基本的な自社株対策含む)

税務上の適正株価は？

民法特例における適正時価は？

M&Aにおける時価の算定方法は？

(DCF法・類似上場会社比準法・修正簿価純資産法)

その他のM&Aにおける時価の

適正額のチェック方法は？

講義内容(検討事例)

※下記は予定のものも含まれます。変更となる場合もありますので、予めご了承ください。

検討事例①

現状、現オーナーが51%、第三者役員が49%の株式を保有している。第三者へ株式を2%移転して後継者へ経営権移譲をしようとしている。適正株価は？

検討事例②

金庫株の際、従業員が退職する等の合理的な理由があり、その後短期間に他の従業員が取得している場合、適正株価は？

検討事例③

上記2で仮に仕方なく役員が一時保有している場合の適正株価は？

検討事例④

買取請求により裁判所から価格決定がなされ、自己株式をやむを得なく取得した場合の適正株価は？

検討事例⑤

中心的同族株主以外の株主で少数株主でない親戚(親族傍系、配当還元方式適用可能)、から金庫株する場合の適正株価は？

検討事例⑥

個人法人間の売買はみなし譲渡適用、(1)みなし譲渡に該当しない場合は法人税額等相当額控除可能又は(2)みなし譲渡に該当しても譲渡した個人が中心的な同族株主以外の株主である場合には経営に対する影響が僅少なため控除可能との説。本当か？

検討事例⑦

取引先持株会として金融機関に株式を取得させている(5%ルール等、諸条件はOK)金庫株として買い戻すつもりだが、この場合の税務上の適正な売買価格は？

検討事例⑧

発行済株式総数100株の会社。1株だけ残して、99株を完全無議決権株式に移行。1株の税務上適正株価は？99株の税務上適正株価は？

検討事例⑨

従業員個人に30%以上の株式を譲渡した場合の適正株価は？従業員持株会だとすればどうか？

検討事例⑩

当社は非上場の株式会社。関連会社の従業員が退職するにあたり、金庫株を実施。税務上適正な買取価格は？

検討事例⑪

当社は昭和63年4月1日、平成元年3月31日に同族会社から代表取締役へ株式譲渡をしている。昭和63年4月1日以前6月前、平成元年3月31日以前6月前も店頭気配値で売却されていたという実績がある。この場合、昭和63年4月1日、平成元年3月31日に同族会社から代表取締役へ譲渡した場合の適正価額は？

検討事例⑫

当社は関係会社の株式を関係会社代表者から買い取ることにした。法人税額等控除はすべきか？

検討事例⑬

当社は所有する非上場株式の一部を関連会社役員に売却する。税務上の適正株価は？また、低額譲渡の場合、どのような課税が生じるか？

検討事例⑭

私は非上場会社の代表取締役だが、取引先で当社の株式を保有している会社があり買い戻そうと思っている。売買価額は当初、売却した時と同額にしたいと思っている。この場合の適正株価は？

検討事例⑮

亡くなった父は勤務先の非上場会社とその関連会社の株式を所有していた。この会社には社員持株会があり、退職する際は額面価額で株式を譲渡するという誓約書を提出していた。この場合、相続税の申告にあたり株式の評価額は？

検討事例⑯

創業者である父の死亡により相続税申告する際の廃業が決定した株式の評価額は実際に株主から買取した売買実例価額によってよいか。

検討事例⑰

オーナーが従業員等少数株主へ配当還元方式で譲渡、その後会社が金庫株する場合の税務上の適正価額？

検討事例⑱

オーナーが少数株主に売却した。少数株主は過半を超えないにせよ、事業経営に相当の影響力を与えるほどの議決権数を確保した。税務上の適正株価は？

検討事例⑲

オーナーが少数株主に売却した。少数株主は116人もいたが、価格の決定方法はオーナーである。この場合、税務上の適正株価は？

検討事例⑳

私はある会社に投資をしていた。この投資は、投資資金を回収する場合にはその会社の純資産価額との契約となっている。相続が発生した場合、相続税申告で採用される適正株価は？